

読谷村民の抗議の声を無視した相次ぐ吊り下げ訓練に対する意見書

これまで米陸軍トリイ通信施設における相次ぐ吊り下げ訓練に対する抗議をし、中止を要求してきたにも関わらず更に危険な重機の吊り下げ訓練をしたことに断固抗議するものである。

マスコミ報道によると同吊り下げ訓練は米陸軍トリイ通信施設で3月23日午後4時5分頃、在沖米海兵隊の2機のCH53大型ヘリコプターが、同施設内の管理着陸帯に着陸した。2機の内1機が地上でフォークリフトを機体に取り付け、同44分に読谷村の海岸線を通り北へ北上した。吊り下げ輸送したCH53機は午後5時半過ぎに再び同基地に戻り、フォークリフトを吊り下げ北上した。

CH53機は令和2年2月に吊り下げ輸送中の射爆用標的を読谷村沖の海上に落下させる事故を起こしている。米軍は原因がいまだに究明されないまま同型機でフォークリフトの吊り下げ輸送を強行する行為は断じて許されるものではない。

トリイ通信施設を取り巻く環境は住宅密集地であり、学校などの公共施設や農業など村民の生活の場であることから安全・安心な環境でなければならない。海域においても漁業・観光業などの場であり、憩いの場である。

本村においては過去にパラシュート投下訓練によるトレーラー少女圧殺事故があり、あの悲惨な事故は村民の記憶に残り、決して消えることはない。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から米軍及び関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について、速やかに実施するよう強く要請する。

記

- 1 米陸軍トリイ通信施設での戦術訓練は即中止すること
- 2 日米地位協定の抜本的改定を早急に行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月31日

沖縄県読谷村議会

あて先

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長

読谷村民の抗議の声を無視した相次ぐ吊り下げ訓練に対する抗議決議

これまで米陸軍トリイ通信施設における相次ぐ吊り下げ訓練に対する抗議をし、中止を要求してきたにも関わらず更に危険な重機の吊り下げ訓練をしたことに断固抗議するものである。

マスコミ報道によると同吊り下げ訓練は米陸軍トリイ通信施設で3月23日午後4時5分頃、在沖米海兵隊の2機のCH53大型ヘリコプターが、同施設内の管理着陸帯に着陸した。2機の内1機が地上でフォークリフトを機体に取り付け、同44分に読谷村の海岸線を通り過ぎて北上した。吊り下げ輸送したCH53機は午後5時半過ぎに再び同基地に戻り、フォークリフトを吊り下げ北上した。

CH53機は令和2年2月に吊り下げ輸送中の射爆用標的を読谷村沖の海上に落下させる事故を起こしている。米軍は原因がいまだに究明されないまま同型機でフォークリフトの吊り下げ輸送を強行する行為は断じて許されるものではない。

トリイ通信施設を取り巻く環境は住宅密集地であり、学校などの公共施設や農業など村民の生活の場であることから安全・安心な環境でなければならない。海域においても漁業・観光業などの場であり、憩いの場である。

本村においては過去にパラシュート投下訓練によるトレーラー少女圧殺事故があり、あの悲惨な事故は村民の記憶に残り、決して消えることはない。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から米軍及び関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について、速やかに実施するよう強く要求する。

記

- 1 米陸軍トリイ通信施設での戦術訓練は即中止すること
- 2 日米地位協定の抜本的改定を早急に行うこと

以上、決議する。

令和3年3月31日

沖縄県読谷村議会

あて先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米陸軍第10地域支援群司令官